明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務三四七）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務四七八、四七九）　二
○炭酸飲料の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一五七二）　三
○豆乳類の日本農林規格の一部を改正する件（同一五七三）　三
○畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件（同一五七四）　三
○煮干魚類の日本農林規格の一部を改正する件（同一五七五）　三
○にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の一部を改正する件（同一五七六）　三
○りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の一部を改正する件（同一五七七）　三
○合板の日本農林規格の一部を改正する件（同一五七八）　三
○集成材の日本農林規格の一部を改正する件（同一五七九）　三
○単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件（同一五八〇）　三
○水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格を確認する件（同一五八一）　三
○果実飲料の日本農林規格を確認する件（同一五八二）　三
○農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格を確認する件（同一五八三）　三
○生産情報公表農産物の日本農林規格を確認する件（同一五八四）　三
○炭酸飲料についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五八五）　三
○豆乳類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五八六）　四
○食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五八七）　四
○煮干魚類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五八八）　四
○にんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五八九）　四
○果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五九〇）　四
○合板についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五九一）　四
○集成材についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五九二）　四
○単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一五九三）　四
○合板についての検査方法の一部を改正する件（同一五九四）　四
○集成材についての検査方法の一部を改正する件（同一五九五）　四
○単板積層材についての検査方法の一部を改正する件（同一五九六）　四
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同一五九七）　四
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一五九八）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二三六）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二三七）　七
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同二三八）　七
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同二三九）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通九三七～九三九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二五九、二六〇）　八
○道路に関する件（中部地方整備局八三～八五）　八
○道路に関する件（四国地方整備局九二）　八
○道路に関する件（北海道開発局一九四）　八
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局三一）　九

〔人事異動〕
法務省　外務省　九

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
土地家屋調査士懲戒処分、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更関係　二九
会社その他